

石川県中央会 会報

No.2

目 次

トピックス

- ・平成14年度石川県商工労働部の重点施策について 2
- ・ペイオフって何? 6

中小企業関連ニュース

- ・平成14年度中小企業関係税制改正の概要について13
- ・第153回通常国会で成立した主な中小企業関係法律について23
- ・雇用対策臨時特例法が成立しました25
- ・政府系3公庫からの特別貸付制度のご案内27

中央会事業だより

- ・組合青年部懇談会(加賀・金沢会場)開催される 30
- ・組合青年部地域別経験交流会(小松・七尾会場)開催される 30
- ・組合女性部地区別懇談会(能登・加賀地区)開催される 31
- ・組合決算事務研究会開催される31

中央会からのお知らせ

- ・平成14年度中小企業制度融資説明会開催のご案内 32
- ・個別専門相談室開催のご案内 33
- ・平成14年度中央会役員会、表彰式並びに通常総会の日程について 33
- ・全国中小企業団体中央会が移転しました34

平成14年度石川県商工労働部の重点施策について

I 中小企業・雇用対策（セーフティネットの構築）

(1) 中小企業の経営安定

・ 中小企業金融対策

- ① 緊急経営支援融資の拡充

	新規融資枠	25,000,000千円
融資限度額 30,000千円→50,000千円		
要件の緩和 最近3ヶ月売上減少率 15%→10%		
経営安定対策融資等の統合（貸与期間5年→7年）		
- ② 金融円滑化特別融資の創設

	新規融資枠	20,000,000千円
制度融資の償還猶予の実施		
- ③ モノづくり再生・経営革新企業設備貸与制度の創設

	新規貸与枠	500,000千円
--	-------	-----------
- ・ 中小企業再生支援プログラムの実施
 - 倒産防止等特別相談の充実

	8,000千円
--	---------
 - 企業再生検討会の開催

	5,000千円
--	---------
 - 中小企業再生保証制度の継続

	新規保証枠	3,200,000千円
保証限度額 80,000千円、保証期間10年間		
 - 企業再生フォローアップ診断の実施

	4,800千円
--	---------

(2) 競争力のある中小企業の育成

- ・ ④ モノづくり再生支援プログラムの創設（1億円、ほかに新規融資枠20億円、新規貸与枠5億円）
 - モノづくり技術の高度化
 - ⑤ モノづくり高度化技術取得講座の開催

	5,000千円
--	---------
 - ⑥ 高度加工技術可能性調査、研究・開発への支援

	65,000千円
--	----------
 - ⑦ 基盤技術高度化コンサルティングへの支援

	3,000千円
--	---------
 - モノづくり関連設備投資に対する支援
 - ⑧ モノづくり再生支援融資の創設

	新規融資枠	2,000,000千円
--	-------	-------------
 - ⑨ モノづくり再生・経営革新企業設備貸与制度の創設（再掲）

	新規貸与枠	500,000千円
--	-------	-----------
 - ⑩ 設備貸与（モノづくり再生分）に係る利子補給制度の創設
 - 共同受注体制の構築と販路拡大支援
 - ⑪ 共同受注グループ形成・販路開拓のための専任スタッフの拡充

	24,000千円
--	----------
 - ⑫ モノづくり産地技術情報の発信

	3,000千円
--	---------

(3) 職業能力開発体制の充実と就業機会の創出

・ 職業能力開発体制の充実

- 離職者等の高度人材養成研修の実施

	302,798千円
IT対応訓練等（1,150名）、⑬ 巡回就職支援指導員の設置	
- 中高年齢者の再就職に向けた企業での職場実習（1,000名）

	64,812千円
--	----------
- ⑭ 企業ニーズに対応した在職者訓練の実施

	11,000千円
情報系、溶接系、機械系研修など（1,125名）	

— ⑨ 高度ITエンジニアの養成（230名） 企画提案力養成コースの新設など	16,000千円
— ⑨ 小松高等技術学校の改築整備	債務を含め 847,613千円
— 職業能力開発プラザの運営	69,119千円
— シルバー人材センターの設立支援（⑨ 穴水町ほか19町村）	10,000千円
・就業機会の創出	
— 緊急雇用創出特別基金の活用による雇用の創出 県分（教育、環境美化など 27事業）	848,220千円
市町村分（37市町村168事業）	784,221千円
— ⑨ ワークシェアリングの推進 取組事例の紹介、導入検討企業への助成	3,000千円
— ハローワーク等と連携した農林水産業への就業支援 「自然の中で働こう」キャンペーンの実施	4,000千円
⑨ 農林水産業雇用促進センターの設置支援	1,000千円
(4) 地場産業の高度化支援	
— 消費者ニーズに対応したものづくりへの支援 製販一体となったプロジェクトチームによる繊維新商品開発など	20,000千円
— ファッション産地化支援 意欲ある中小繊維業者の自社ブランド新製品の開発に対する助成	10,000千円
— いしかわ伝統工芸フェアの開催支援（東京）	25,000千円
— いしかわクラフト展示ギャラリーの開設 大都市圏での展示スペースの確保（東京、大阪）など	9,500千円
— 民間活力を活用した伝統工芸アンテナショップの実験	4,000千円
(5) 将来の雇用を担う新産業の創出支援	
— SOHOに対する支援 民間ITインキュベータに入居するSOHOへの支援	20,500千円
いしかわSOHOプラザ・クリエーションオフィスの運営	8,200千円
— 産業創出デジタルネットワークの運営（産業創出支援機構） 起業家支援のためのデータベース整備とネットワークの構築	22,200千円
— 石川ベンチャーマーケットの開催 ビジネスプラン発表会等による起業家支援など	4,050千円
— ⑨ コミュニティビジネスの創出支援 地域のニーズに対応した新産業の創出 (例 買い物・家事代行サービス、理容等出張サービスなど)	20,000千円
— 重点技術分野ビジネス研究会の開催支援 バリアフリー、環境、ブロードバンド、ライフサイエンス	7,000千円
— ITコーディネーターを活用した経営革新の支援	3,000千円
— 海洋深層水の利活用に向けた取り組み 事業化調査、研究開発など	6,200千円
— 創造的産業等立地促進条例による企業誘致の推進	597,000千円
— 研究開発段階に応じた技術開発の支援 事業化可能性調査、豊かさ創造プロジェクト、試用品製作に対する支援など	273,850千円

— 国際標準試験所の認定取得（工業試験場） 高度計測機器の充実	54,346千円
— いしかわサイエンスパークの新産業創造拠点化 クリエイトラボ入居企業に対する支援 研究所等立地促進補助金による誘致促進 産学官連携支援機能の一元化	6,500千円 80,500千円

II いしかわからの情報発信

(1) 新たな文化資産の創造と発信

・加賀百万石文化の再発見	
— 加賀百万石博の開催（H14.3月～H15.1月）	240,700千円
— ⑨「金沢城四季物語」の展開 金沢城全体を活用した多彩なイベントを開催	30,000千円
— ⑨城と庭との連携による新たな魅力の発信 講座の開催、ガイドツアーの実施など	25,000千円
— ⑨「利家とまつ加賀百万石物語」展の開催（美術館）	18,750千円
— ⑨「利家とまつの子供の時代」展の開催（歴史博物館）	6,785千円
— 金沢城研究調査の推進 絵図、文献、建造物、石垣構築技術等の基礎的調査の実施	13,500千円
— 金沢城公園の環境整備	225,400千円
・豊かな文化の創造と伝承	
— 音楽堂自主事業の展開 (ほかに、文化振興基金から50,000千円)	130,000千円
— いしかわミュージックアカデミーの開催 海外著名講師陣による若手音楽家の育成など	56,000千円
— 加賀郡榜示札の公開・活用 ⑨常設展示の開始（埋蔵文化財センター）	2,205千円
⑨出土記念特別展の開催（歴史博物館）	9,064千円

(2) 活気あふれる観光県づくり

— ほっと石川キャンペーンの推進 三大都市圏における石川ウィークの開催、大手旅行会社向け宣伝など	72,000千円
— 能登キリコ祭りの旅行商品化	7,000千円
— 台湾、韓国、中国からの誘客促進 観光旅行博への出展、観光ミッションの派遣、モニターツアーの実施など	17,706千円
— ほっと石川観光ガイドシステムによる情報発信 インターネットによる旅行計画づくりの支援など	8,710千円
— イベントの開催 加賀百万石博、日本陸上競技選手権大会、海の祭典、世界学生トライアスロン選手権七尾湾岸大会、全国生涯学習フェスティバル、全国環境学習フェア、国際漆展	503,385千円
— 温泉地におけるまちづくりへの支援 温泉地魅力づくり事業、街並みの修景など	58,500千円

- | | |
|--|----------|
| — まちづくりと一体となった温泉旅館の経営革新に対する支援
設備投資に対する助成、保証 | 79,640千円 |
| — 快適観光空間の整備支援
観光スポットにおける利便施設等の整備 | 10,000千円 |

Ⅲ 県民生活の質の向上を支える基盤づくり

◆ 環境配慮型社会への移行

◎ 自然とのふれあいと恵み豊かな環境の実現

・緊急雇用特別基金を活用した県土の美化（再掲）

- | | |
|---|-----------|
| — 森林（ 新 松林等の景観整備、体験の森の環境保全、海岸林等） | 116,476千円 |
| — 土木（河川、港湾、 新 急傾斜地） | 49,628千円 |
| — 自然公園 | 14,500千円 |

◆ 豊かな暮らしを支える基盤づくり

◎ 男女共同参画社会の実現

- | | |
|---------------------------------|---------|
| — 新 事業所における男女共同参画状況調査の実施 | 2,000千円 |
|---------------------------------|---------|

◆ 良質な社会資本の整備

◎ 能登空港を核とした能登新時代の創造

- | | |
|--------------------------------|----------|
| — 新 能登空港観光情報センター（仮称）の整備 | 40,300千円 |
|--------------------------------|----------|

◆ 豊かで魅力ある生活空間づくり

◎ 中心市街地の再生・活性化

- | | |
|-----------------|-----------|
| — 活性化モデル商店街への支援 | 107,790千円 |
|-----------------|-----------|

◆ IT革命への対応

◎ 産業の情報化の推進

- | | |
|-----------------------|----------|
| — 産業IT化に向けた研究会の開催支援 | 1,500千円 |
| — 情報家電いしかわメッセの開催支援 | 8,000千円 |
| — バーチャルショップの育成支援 | 11,000千円 |
| — 農林水産加工品のネット共販に対する支援 | 1,000千円 |

ペイオフって何? ～預金保険制度Q&A～

ペイオフとは、預金保険制度の中で定められた預金保護策の一つの方式で、金融機関が破綻した時などに預金者に直接保険金を支払う（払い戻し）ことを言います。

これまで預金・利息は全額保護されていましたが、平成14年4月1日から預金保険で保護される預金の限度額は、元本1,000万円までとその利息等の合計額となります。

ここでは、ペイオフを含めた預金保険制度についてのQ&Aをご紹介します。

Q1

万一、金融機関が破綻（はたん）したら、私の預金はどうなるのですか？

A1

万一の場合でも、あなたの預金は預金保険制度で守られており、平成14年3月末までは、すべての預金等が全額保護されます。なお、それ以降は、預金等が全額保護されない場合があります。

●預金は預金保険制度により保護されています。

あなたが預金保険制度の加盟金融機関に預金すると、預金者と金融機関と預金保険機構の間で自動的に保険関係が成立します。万一、取扱金融機関が破綻しても、預金者は預金保険制度によって保護されます。

《預金保険制度》

預金保険制度は、加盟金融機関から徴収する保険料を原資に、加盟金融機関の経営が破綻して預金の払戻しができなくなった場合などに預金者を保護する制度です。

預金保険制度は、政府・日銀・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構によって運営されています。

●預金者保護の内容は、時期によって以下のように変わります。

(1) すべての預金等は、特例措置により平成14年3月末まで全額保護されます。

なお、特例措置については、平成14年3月末までに救済金融機関から預金保険機構への資金援助の申込みが行われることが必要です。

(2) 決済性預金（当座預金、普通預金、別段預金）は、さらに平成15年3月末まで全額保護されます。

(3) その後は、預金保険の対象預金等（これを付保預金といいます→Q5参照）であれば、一定の保護（→Q2参照）が受けられる仕組みがあります。

《時期によって変わる保護の範囲》

		～平成14年3月末	平成14年4月～平成15年3月末	平成15年4月～
預金保険の 対象預金等 (付保預金)	決済性預金 (当座預金・普通預金・別段預金)	全額保護	元本1,000万円までとその利息を保護	
	決済性預金 以外の預金等			
預金保険の対象外の預金等	預金保険の対象外			

Q2

預金保険の保護の金額範囲について教えてください。

A2

元本1,000万円とその利息が保護の範囲となります。

- 平成14年4月以降は、1預金者当たりの元本1,000万円までとその利息が保護の基準となります。

預金保険制度には、

- (1) 営業譲渡等により行う方式（資金援助方式）と、
- (2) 保険金支払いによる方式（ペイオフ方式）があります（→Q6参照）が、(1) (2) いずれの方式でも預金等の保護の範囲は同じです。（なお、Q1に記載したとおり、平成14年4月～平成15年3月末の間は決済性預金は全額保護されます。）

	元本1,000万円までとその利息	元本1,000万円を超える部分とその利息
資金援助方式の場合	譲受金融機関に預金を移転	預金買取り(→Q3参照)
ペイオフ方式の場合	預金保険機構より預金者に 保険金を直接支払い	

《仮払金》

保険金支払いの開始までに時間がかかると見込まれるときには、預金者が当座の生活資金などに充てられるように、預金者の請求に基づいて、普通預金の残高に応じて、1口座当たり最高60万円まで仮払金が支払われます。仮払金支払い金額は、後日支払われる保険金の金額から差引かれることとなります。

Q3

元本1,000万円を超える部分とその利息は、どうなるのですか？

A3

預金買取りでは、破綻に伴う損失負担に応じて、一部カットされることがあります。

●概算払い率に応じて払戻しが受けられます。

平成14年4月以降に金融機関が破綻した場合、元本1,000万円を超える部分とその利息については、預金保険機構が買取りを行うことができます（ただし、預金が担保の目的になっているものは除きます）。

その場合の買取り金額は、元本1,000万円を超える部分とその利息に対して、概算払い率を乗じた金額になります。

概算払い率は、破綻金融機関について破産手続きが行われた場合に、弁済が見込まれる額（清算見込み額）を考慮して、決定されます。

$$\begin{array}{c} \text{預金買取り} \\ \text{の金額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{元本1,000万円を超える} \\ \text{部分とその利息} \\ \text{元 本} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{その利息} \\ \text{概算払い率} \\ \text{(0~100\%)} \end{array}$$

なお、後日、預金保険機構が回収した額が、回収等に要した費用を差引いても、この概算払い額を上回る場合には、当該金額が預金者に追加的に支払われます。

Q4

保護の対象となる金融機関について教えてください。

A4

国内に本店のある預金取扱い金融機関が対象です。

●預金保険制度に加盟している金融機関は以下のとおりとなっています。

- 銀行 ・ 都市銀行
- ・ 地方銀行
- ・ 第二地銀協加盟銀行
- ・ 信託銀行
- ・ 長期信用銀行等
- 信用金庫
- 信用組合
- 労働金庫
- 信金中央金庫
- 全国信用協同組合連合会
- 労働金庫連合会

*日本国内に本店のある上記の金融機関は、預金保険制度への加盟が義務付けられています。日本国内に本店を有しない外国銀行の支店は対象外です。

- 農林中金、農協、漁協、水産加工業協同組合は、預金保険制度とほぼ同様の「農水産業協同組合貯金保険制度」に加入しています。

Q5

保護の対象となる預金の種類を教えてください。

A5

平成14年4月以降は基本的に付保預金が保護の対象です。

- 平成14年4月以降は、基本的に付保預金が保護されます。

《具体的な付保預金》

付保預金	付保預金ではない預金等の例
<ul style="list-style-type: none"> ・当座預金 ・普通預金 ・別段預金 ・通知預金 ・納税準備預金 ・貯蓄預金 ・掛金 ・定期預金 ・定期積金 ・金融債^(注1) ・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなど貸付信託を含む) <p>上記の預金等を用いた積立・財形商品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨預金^(注2) ・譲渡性預金 ・元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)

(注1) 発行時において応募者と発行金融機関との間で保護預り契約がなされ、債券の購入と同時に発行金融機関に預入され、かつ、償還等の場合を除き、払戻しを請求できないもの(保護預り専用商品)に限ります。

(注2) 外貨預金は付保預金ではありませんが、預金買取りの対象にはなっています。従って、外貨預金をお持ちの場合は、外貨預金の元本と利息の合計額に概算払い率を乗じた金額を受取ることができます。

- 預金保険は、名寄せされた預金に適用されます。

名寄せによって、1預金者の預金の合計金額が特定されます。なお、法人も1預金者として扱われます。

《具体的な名寄せの方法》

- 1 預金者が普通預金や定期預金など複数の預金をしている場合は、各種預金の金額を合計します。
- 1 預金者が1 金融機関の複数の支店に分けて預金していた場合、全ての支店の預金を合計します。
- 家族であっても、夫婦・親子それぞれの名義であれば、別々の預金者として扱われます。また、マンション管理組合など複数の人が集まって作った団体は、規約等の確認によって法人と同視しうる場合（権利能力なき社団・財団としての要件を備えている場合）は、団体が1 預金者として認められますが、それ以外の場合は、その団体を構成する個人の共有預金とされて各人の他の預金と名寄せされます。
- 同一預金者であるかどうかは実質的に判断されます。例えば、「A 商事東京支店」と「A 商事大阪支店」という名義の預金は、「A 商事」という預金者のもとに名寄せされます。
- なお、名寄せは預金保険機構が行いますが、金融機関は預金保険機構が名寄せを行うために、平時から預金者に関するデータを整備しておくことが、義務付けられています。

Q6

新たな預金保険制度の下での、預金者保護の流れを教えてください。

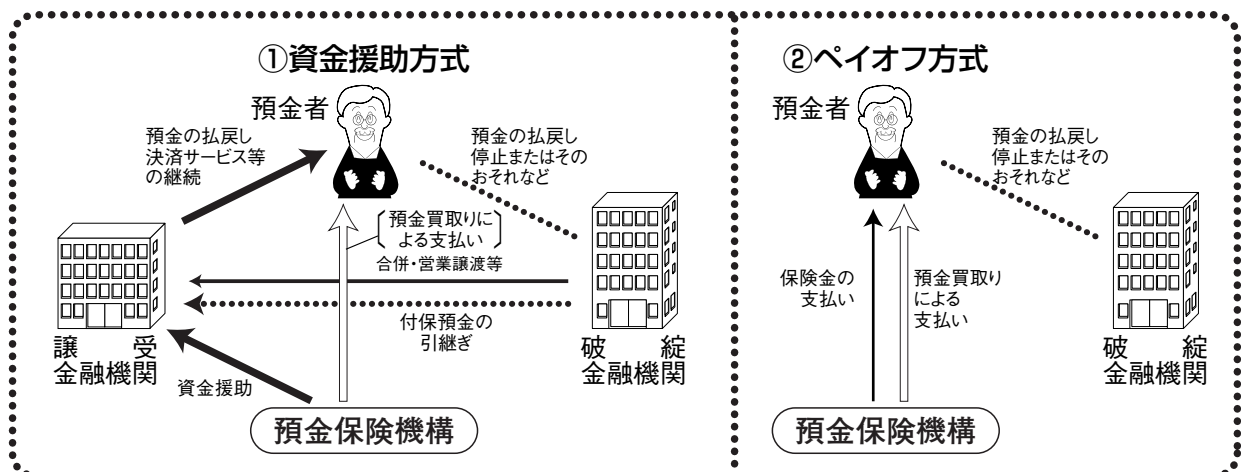
A6

様々な仕組みを通じて、破綻金融機関の預金等が譲受金融機関へ引継がれる努力がなされます。

●預金保険機構による預金者保護には、次の2つの仕組みがあります。

- (1) 合併・営業譲渡等を行う譲受金融機関に対して、その合併等が容易になるように預金保険機構が資金の援助を行う資金援助方式と、
- (2) 預金者に対して、預金保険機構が直接保険金を支払うペイオフ方式があります。

なお、新しい預金保険制度の下では、(1) (2) いずれの場合にも、預金者等の保護のために預金保険機構が預金を買取り、破綻金融機関の財産状況に応じて支払いが行われる場合があります（→Q3参照）。



●ペイオフよりも資金援助が優先されます。

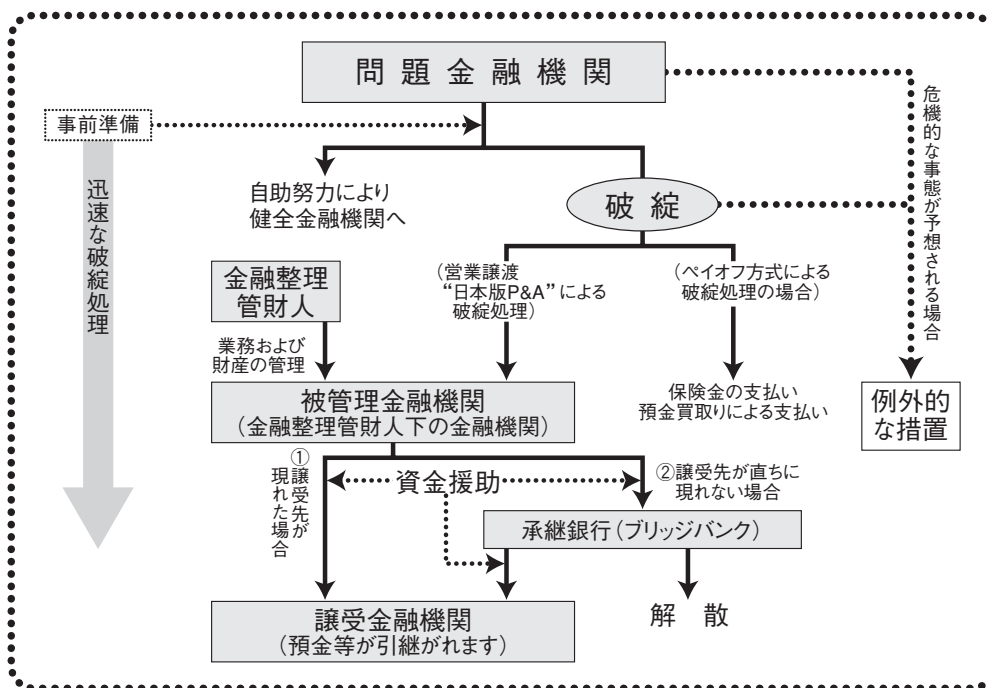
平成11年12月の金融審議会の答申では、破綻に伴う混乱を最小限に止めるため、資金援助方式の適用を優先し、ペイオフ方式の発動はできるだけ回避すべきであるとの方針が示され、これを踏まえて法改正がなされました。

資金援助方式では、破綻金融機関が持っていた金融機能が、付保預金と一緒に、譲受金融機関に引継がれます。したがって、預金者が破綻金融機関から受けていた預金の支払・受入、貸付、決済サービスなどは、引続き譲受金融機関から提供されることになるのです。

●破綻金融機関の預金等が譲受金融機関に引継がれるように、状況に応じて様々な仕組みが設けられています。

平成13年4月から施行された新しい預金保険制度では、例えば、破綻金融機関に対して、金融庁長官（内閣総理大臣が委任、以下同じ）の命令により、金融整理管財人が派遣され、破綻金融機関の業務・財産の管理にあたる仕組みがあります。

- (1) 預金引継ぎの受皿となる譲受金融機関が現れれば、預金者は譲受金融機関から金融サービスの提供が受けられます。
- (2) 譲受金融機関が直ちに現れない場合には、金融庁長官の決定により、承継銀行(ブリッジバンク)が預金等を引継ぎ、金融サービスの提供を行うとともに、引続き預金を引継ぐ金融機関を探すことができるとされています（承継銀行の預金引継ぎ期間は、原則2年以内。金融庁長官の承認を受けて1年延長できます）。



《日本版P&A（資産買取・負債承継）》

破綻発表後、迅速な破綻処理により譲受金融機関へ預金等が引継がれるようになります。

《危機的な事態へ対応するための例外的な措置》

金融機関の破綻により危機的な事態(システミック・リスク)が予想される場合には、「金融機関に対する直接の資本増強」、「ペイオフコストを上回る資金援助」、「特別危機管理(預金保険機構による全株式の取得)」などの例外的に預金者等に破綻に伴う損失負担を求めない措置が採られることがあります。

預金者の自己責任が求められる時代へ。

このように平成14年3月末までは、預金全額が保護されますが、それ以降は、預金者の自己責任が求められます(必ずしも預金全額が保護されません)。

今後は、預金者の自己責任が求められる環境に備え、日頃から金融商品や金融機関の経営状態などに目を配る必要があります。

【制度の詳細についての問い合わせ先】

北陸財務局 財務広報相談官

〒921-8508 金沢市新神田4-3-10

TEL (076) 292-7860

URL <http://www.mof-hokuriku.go.jp/>

預金保険機構

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1

新有楽町ビルディング内

TEL (03) 3212-6029

URL <http://www.dic.go.jp/>

平成14年度中小企業関係税制改正の概要について

1月17日に「平成14年度税制改正の要綱」が閣議決定されました。

同要綱では、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する等の観点から、連結納税制度を創設するとともに、中小企業関係税制及び金融・証券税制等について所要の措置を講じることとしています。

ここでは、中小企業関係税制改正の概要について紹介します。

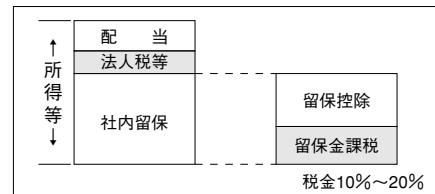
1. 留保金課税の抜本改革

(拡充による減税額100億円超)

新事業の開拓、研究開発、「第二創業」等の、新たなチャレンジ(経営革新)に取り組む中小企業やベンチャー企業を支援するため、留保金課税の課税停止となる対象を、抜本的に拡充する。

1. 留保金課税制度の概要

○同族会社の内部留保に追加的に課税する制度。



2. 14年度改正の内容

- (1) ①創業10年以内の中小企業、②一定のベンチャー企業(法認定)は課税停止(延長)。
- (2) 「経営革新を志向する中小企業やベンチャー企業」を、新たに課税停止の対象に追加。(拡充)
(前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が3%超の中小企業。商業・サービス業等も対象。)
→ 新たに3~4千社の中小企業やベンチャー企業の留保金課税が停止。
- (3) 中小法人(資本金1億円は以下)は、全面的に留保金課税を5%軽減(拡充)。

【参考】

試験研究費と開発費の対象となる具体的活動と費目の例

(現時点での見込み。詳細は今後確定する予定)

試験研究費

(事業シーズの発見のための費用)

- ◇製品の製造又はサービスの提供に係る試験研究
(研究者の人件費、原材料費、調査費、外部委託費等)
- ◇技術の改良・考案又は発明に係る試験研究
(研究者の人件費、製作の原材料費、調査費、外部委託費等)

開発費

(事業化・製品化のための費用)

- ◇新技術の採用
(技術習得のための指導料、マニュアルの使用料、特許権使用料等)
- ◇新経営組織の採用
(販売・仕入先との提携やフランチャイズ採用のための人件費・会議費、システム構築等のための人件費、調査費等)
- ◇新事業の開始
(プロトタイプ製作、事業化用マニュアル作成等のための人件費、印刷費、原材料費、研修費等)
- ◇市場の開拓
(市場調査費や新製品・新サービスの告知のための広告宣伝費等)

【対象外】

- 製品化後の設備取得費
- 量産化投資
- 販路拡大の新店舗整備費
- 販売促進のマーケティング費

【留保金課税の抜本見直しについて（与党税制改正大綱より）】

【検討事項】

- 中小の同族会社の留保金課税については、中小企業の体質強化を図る観点等から、**早期に抜本的な見直し**を行うよう検討を進める。

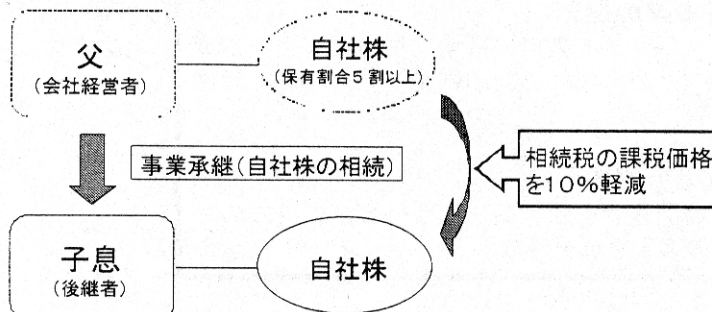
2. 中小法人の自社株に係る相続税課税の軽減制度の創設

中小企業の事業の継続・発展を図るため、中小法人の自社株（取引相場のない株式等）に対する**相続税課税を軽減する制度を創設**する。

○軽減措置の具体的内容

- ◎ 中小法人の自社株は、経営に必須で換金不可能という、他の財産とは違う性格。
- ◎ このため、中小企業の事業の継続・発展を図る観点から、中小法人の経営者が所有する自社株に対し、**相続税の課税価格を10%軽減する制度を創設**する。
- 対象となる会社は、株式総額10億円未満〈相続税評価ベース〉の会社。
- 軽減の対象は、経営者所有の株式のうち、発行済株式総数の3分の1以内で、相続税評価額3億円以下の部分。

〔例〕



(この他の適用要件)

- ① 小規模宅地等の特例との選択。
- ② 被相続人等が当該会社の発行済株式等の総数の50%以上を所有しており、相続人が相続税の申告期限まで引き続き所有し、役員として会社を運営していること。

→中小法人の自社株に関する相続税負担に鑑みた全く新しい事業承継税制の創設。
(法律措置) 新たな制度の第一歩。

【事業承継に関する改正事項（与党税制改正大綱より）】

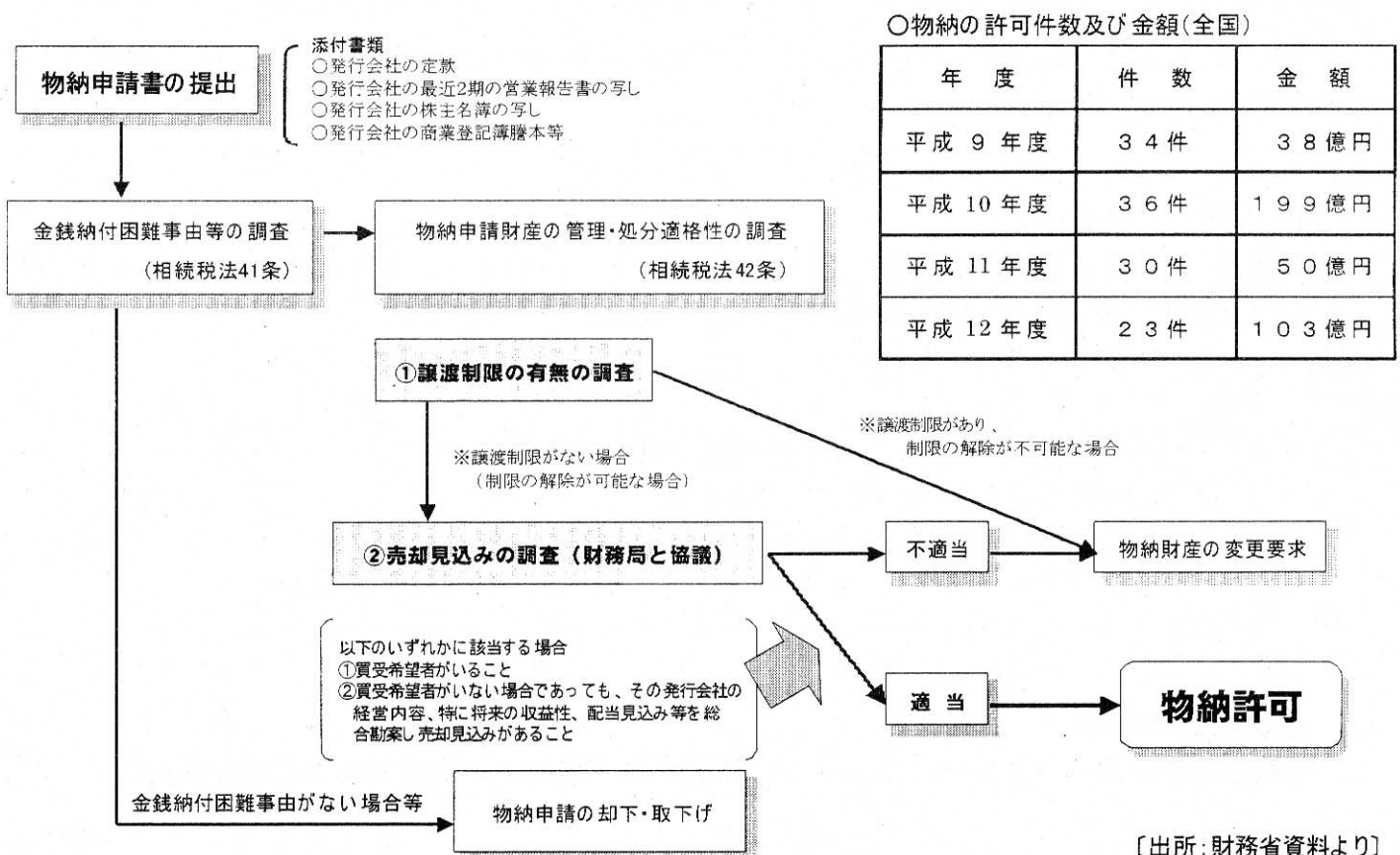
○ 取引相場のない株式の物納について、物納の要件及びその取扱いの明確化を図る。

【14年度税制改正】

○ 相続税については、最高税率の引下げを含む税率構造の見直しや課税ベース等についての検討とあわせて、**中小企業**や林業経営者等の**円滑な事業承継に配慮した税制**のあり方について、既存の特例措置を含め、**早期に抜本的な見直しを行う**よう検討を進める。

【検討事項】

取引相場のない株式の物納手続の概要（現行）



3. 中小企業投資促進税制の拡充

(減税規模：既存分 1,450 億円＋拡充分 40 億円)

景気の回復及び構造改革推進に万全を期すため、中小企業が行う前向きな設備投資を包括的に支援する中小企業投資促進税制を拡充する。

○ 現行措置の概要

- ・平成 10 年 4 月の総合経済対策において創設。以後、毎年延長。現行措置は 13 年度末まで。
- ・中小企業者の取得する機械・装置等について**特別償却(初年度30%)**又は**税額控除(7%)**
(7%税額控除は資本金3千万円以下の法人等のみ。リースの場合はリース費用総額の60%が税額控除の対象。)

◎ 拡充の具体的内容

1. 対象設備(全ての機械・装置)の取得価額の引下げ

現行 230 万円以上 → **160 万円以上** (リースの場合：300 万以上 → 210 万以上)

2. 適用期間を**2年間延長**(適用期限：平成15年度末まで)(従来は毎年の見直し・延長)

【対象設備(改正後)】

- (1) 全ての機械・装置(取得価額160万円以上、リースの場合210万円以上)
- (2) 電子計算機、デジタルファクシリ等の特定の器具・備品 9 種類(取得価額100万円以上、リースの場合140万円以上)
- (3) 普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)、(4) 内航船舶(取得価額の75%が対象)

4. 中小企業技術基盤強化税制の延長

(減税規模：140 億円、うち特別措置によるもの 60 億円)

新事業の創出に資する、中小企業の研究開発を包括的に支援するため、中小企業技術基盤強化税制を延長する。

○ 現行措置の概要

- ・平成 10 年 4 月の総合経済対策において創設。以後、毎年延長。現行措置は 13 年度末まで。
- ・中小企業者の支出した試験研究費の 10%を税額控除。
◇景気対策としての特別措置がない場合には、税額控除率は 6%まで。

【対象となる試験研究費】

- (1) 試験研究を行うために要する原材料費
- (2) 人件費(専門的知識をもって試験研究の業務に従事する者)
- (3) 経費(試験研究に使用する減価償却費を含む。)
- (4) 委託研究費等

◎ 今改正の内容

税額控除率は現行(10%)どおりで、適用期限を**平成14年度末まで1年間延長**。

5. 交際費支出の損金算入限度額の拡大

(減税規模：140億円)

中小企業の税負担を軽減し、その活力を引き出すため、中小法人の交際費支出の損金算入限度額を拡大する。

○交際費の損金算入限度額（現行）

- 資本金 1 千万円以下の中小法人 年 400 万円までの支出額のうち 8 割
- 資本金 1 千万～ 5 千万円の中小法人 年 300 万円までの支出額のうち 8 割
- 資本金5千万円超の法人は、全額損金不算入。

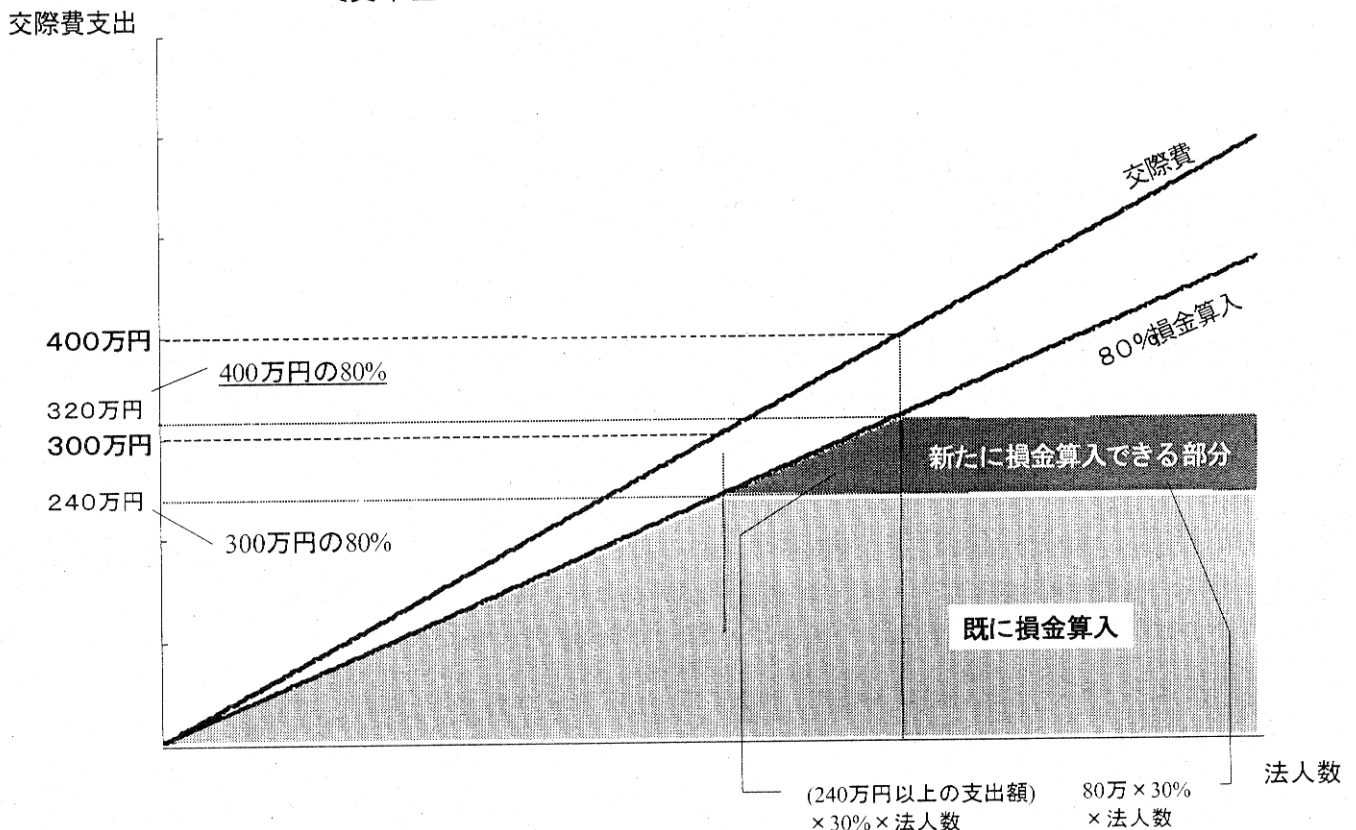
◎**拡充内容**：資本金 1 千万～ 5 千万円以下の法人についても、年 400 万までの支出額のうち 8 割を損金算入とする。

(参考) 交際費支出総額： 227万法人が4.4兆円を支出

(資本金1千万～5千万円の法人の支出総額：102万法人が1.8兆円を支出) (平成11年)

交際費課税の損金算入について

[資本金1000万円～5000万円の層の法人の場合]



6. その他の中小企業税制

(1) 中小企業関係租税特別措置の延長 等

○ 中小企業新技術体化投資促進（メカトロ）税制の中小企業投資促進税制への統合

現行のメカトロ税制の対象機器は、拡充された中小企業投資促進税制によって原則措置されることとなるため、メカトロ税制は中小企業投資促進税制に一本化する。

○ 欠損金の繰戻し還付措置の延長

①設立5年以内の中小企業等 及び ②中小企業経営革新支援法における経営革新計画の認定を受けた中小企業等について、当期の欠損と前年の所得を通算し、前年に納付した法人税の還付を許容する制度の適用期限を2年間延長する。

○ 簡易記帳に係る青色申告特別控除の適用期限の延長

簡易記帳に係る青色申告特別控除（45万円）の適用期限を3年間延長。

○ 事業協同組合等が中小企業総合事業団から集団化等のために融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合における登録免許税の軽減措置（経過措置を含む）について所要の見直しを行いつつ、適用期限を1年間延長。

○ 事業協同組合等が環境事業団から譲渡を受けた土地等を組合員等に再譲渡する場合の登録免許税の軽減措置について、所要の措置を講ずる。

○ 「中小企業流通業務効率化促進法」に規定する認定組合が実施する流通業務効率化事業の用に供する施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置を2年間延長。

○ 中小企業者が環境事業団から集団化のため譲渡を受けた建物に対する資産割に係る事業所税の非課税措置について、所要の見直しを行いつつ、2年間延長。

(2) ベンチャー企業関連

① スtockオプション税制の拡大

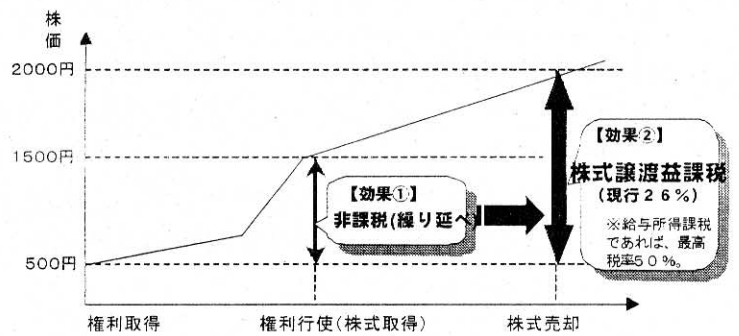
商法改正を踏まえ、Stockオプション税制について、①適格対象者の拡大（自社の役職員のみ→自社及び50%超グループ会社の役職員）及び②年間権利行使限度額の拡大（1000万円→1200万円）を行い、米国並の税制優遇水準が実現。

【Stockオプション税制とは（右図）】

Stockオプションの権利行使時の課税を非課税として株式売却時まで繰り延べ（効果①）、課税を株式譲渡益課税とみなすもの（効果②）。

【商法改正】

今般の商法改正（来年4/1施行）は、Stockオプション制度につき、①付与対象者制限（自社の役職員のみ）を撤廃し、②付与対象枠（発行済株式総数の1/10以内）を撤廃。本商法改正に対応して、税制の拡大が必要であったところ。



【税制拡大の効果】

主なグループ会社の役職員に対して、「税制の優遇を受けられるStockオプション」を付与可能に。

また、年間権利行使限度額も拡大され、付与のインセンティブが増大。

（参考）米国におけるStockオプション税制

適格対象者：50%以上の資本関係を有する会社において付与日から行使日の3ヶ月前までの間雇用関係がある役員
年間権利行使限度額：年間10万ドル

（注）米国では、「権利行使から株式売却まで1年以上経過していること」等の我が国にはない要件も設定されている。

② エンジェル税制適用の円滑化

- ・投資事業組合（ベンチャーファンド）を通じたエンジェルの投資について、所要の実務上の措置を講じた上で、エンジェル税制が適用されることを明確化。
- ・上記を踏まえ、適用の要件となる「投資契約」が備えるべき内容を簡素化（これまでは画一的）。

【エンジェル税制とは】

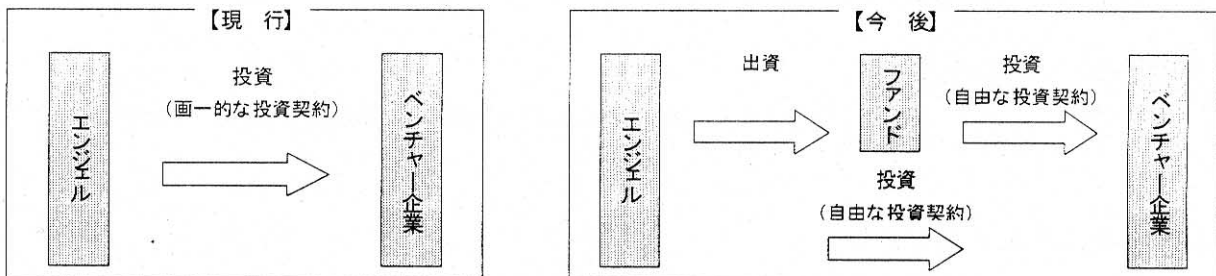
ベンチャー企業に対して個人（エンジェル）が投資した場合、一定の手続きにより、

①譲渡益が発生した場合には、当該利益を1/4に圧縮（譲渡益の3/4が非課税）

②譲渡損失が発生した場合には、当該損失を翌年以降3年間繰り越して他の株式譲渡益と通算可能。

【制度の効果】

ファンドを通じた個人投資にもエンジェル税制が円滑に適用されることで、ベンチャー企業への資金流入が加速する。



③ 私立学校等の受託研究収入に係る非課税措置の創設

- ・私立大学等が行う受託研究に係る事業については、一定の条件を満たすものを非課税とする。

【制度の効果】 受託研究による外部資金拠出の促進により、産学連携の強化及び大学に潜在する研究成果の事業化促進（大学発ベンチャーの創出）に大きく寄与する。

(3) 連結納税制度の導入

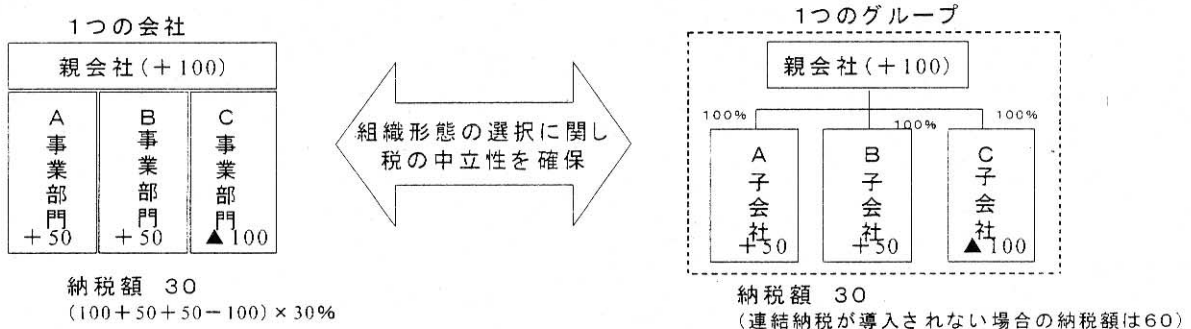
- ・ 経済界あがての6年越しの要望であった連結納税制度を、2002年4月から導入することが決定。(極めて異例だが、遡及して来年4月から実施されることとなる。)
- ・ グループ経営に移行している企業の経済実態に対応した連結納税制度を創設することにより、グループ経営を促進し、企業の国際競争力を強化。
- ・ 創設後2年間に限り、2%の連結付加税が課されることとなった。

【連結納税制度の概要】

親会社と同一視しうる一定の子会社群(100%子会社)を含めたグループを一つの「課税単位」として課税する制度。

○ 連結所得金額はグループ内の個社の所得と欠損を通算して算出。

○ グループ内で行われた資産の譲渡等によって生じる譲渡損益は課税を繰延べ。



【中小企業関係税制の取扱い】

- ・ 親会社が中小法人(資本金1億円以下)であれば、**軽減税率(22%)**の適用あり(連結所得800万円以下の部分)。
- ・ 親会社が協同組合等であれば、**軽減税率(23%)**が適用。
- ・ 交際費の損金不算入額は、親会社の資本金額を基に連結グループを一体として計算する。
- ・ その他、中小企業関係租税特別措置についても原則適用。

【課税ベース拡大における中小法人等への配慮】

・ 退職給与引当金の廃止

原則4年間で取崩し。



○ 中小法人、協同組合等については、**10年間で取り崩す。**

・ 受取配当の益金不算入制度

受取配当の益金不算入割合を
原則14年度以降、80%から
50%に引下げ。



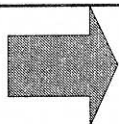
○ 中小法人、協同組合等については、**3年間
かけて引き下げる。
(80%→70%→60%→50%)**

7. 法人事業税の外形標準課税の導入見送り

これ（注：外形標準課税のこと）については、昨年、所得基準を2分の1、付加価値による外形基準を2分の1とする案が示されたが、報酬給与部分の割合が高い、課税方式が複雑であるなどの意見が出された。これらの経緯を踏まえ、今回は、外形基準の部分について付加価値額を基本としつつ、資本等の金額による課税方式を補完的に併用する案について議論を行った。この案では、報酬給与部分の割合が大幅に下がり、課税の仕組みが簡素化されているが、なお、**これらについてもさまざま意見があり、結論を得るに至らなかった。**

したがって、今後、**各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目途にその導入を図る。**

（平成14年度与党税制改正大綱から抜粋）



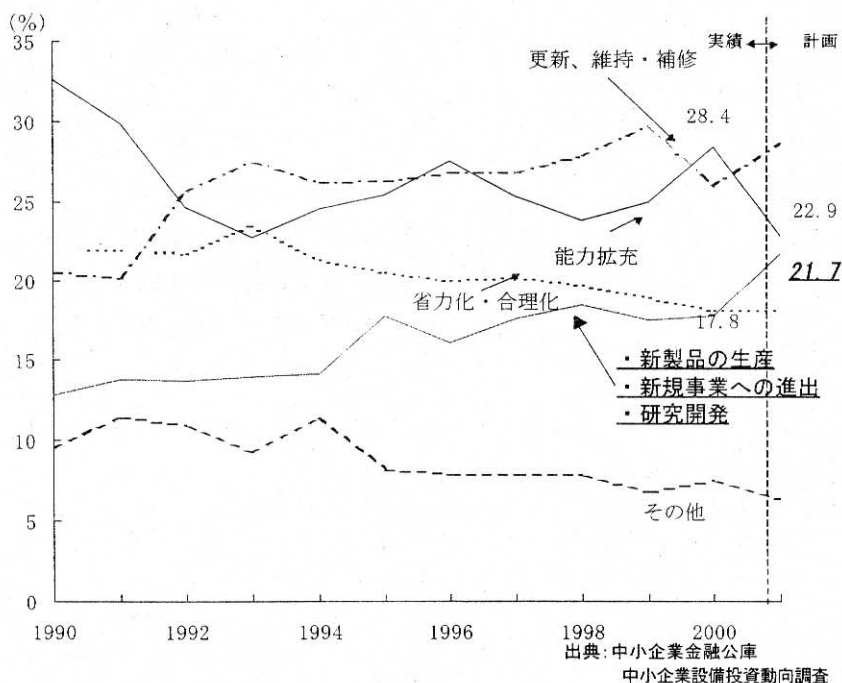
平成14年度税制改正では、導入は見送られた。

【参考資料】

中小企業の設備投資の目的別構成比の推移（取得ベース）

厳しい業況の中、設備投資全体は減少傾向にあるが、新規事業の進出等のための前向きな設備投資のウェイトはむしろ拡大。

中小企業のこのような設備投資や研究開発を税制面から包括的に支援。



○バブル期の設備投資は、「能力拡充」が主。要は、既製品の大量生産のための設備投資。

○90年代は、設備の「維持・補修」の投資が主。

○近年、「新商品の生産、新規事業への進出」の投資のウェイトが上昇（平成13年度は、20%を超える見込み）。

中小企業の設備投資・研究開発に関する税制 (◎：経済対策)

◎中小企業投資促進税制

- 中小企業者全般
 - ・30%特償・7%税額控除*
- ①全ての機械・装置
 - ・1設備160万円以上(リース210万円)
- ②パソコン等9品目の器具・備品
 - ・100万円以上(リース140万円)
- ③トラック(総重量3.5トン以上)
- ④内航船舶

- ベンチャー税制(30%特償・7%税額控除)
 - ・創造法対象の中小企業
 - ・1設備280万円以上(リース370万円)

統合

- メカトロ税制(30%特償・7%税額控除*)
 - ・162設備(電子機器利用設備)
 - ・1設備160万円以上(リース210万円)

- エネ革税制(中小企業者)(30%特償・7%税額控除)
 - ・52設備(代エネは指定なし)
 - ・1設備200万円以上(リースなし)

電子計算機の法定耐用年数短縮
 ・パソコン6年→4年 ・その他 6年→5年

パソコン税制は平成12年度末で廃止
 [○100万円未満 ○全額損金算入(即時償却)]

- 中小企業等基盤強化税制(30%特償・7%税額控除*)
 - ①卸・小売・飲食店業・サービス業
 - ・1設備280万円以上(リース370万円)
 - 器具・備品は120万円以上(リース160万円)
 - ②特定の中小企業(経営革新法等)

中小企業者の一般機械特償

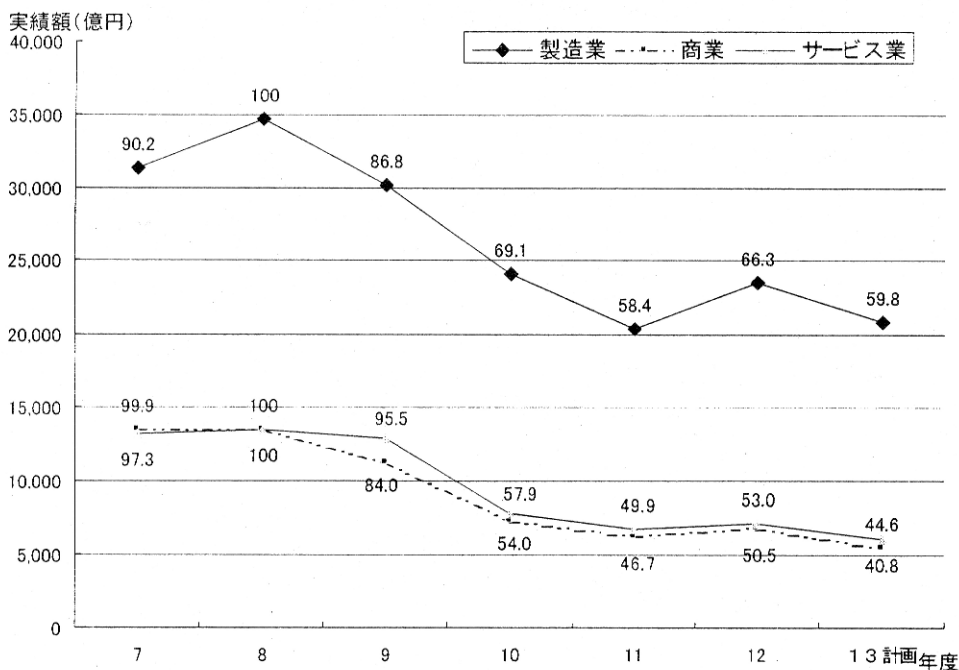
- 中小企業者(幅広く対象)
- 1設備230万円以上の機械装置
- 11%特償

◎中小企業技術基盤強化税制

- 全ての中小企業者
- 試験研究費の10%を税額控除(通常6%)

(備考：7%税額控除のうち*印は資本金3,000万円以下の場合適用)

中小企業の設備投資実績額の推移(平成13年度は計画)



平成8年度投資額を100とすると、
 平成13年度計画は、
 製造業：59.8
 商業：40.8
 サービス業：44.6

出所：中小企業金融公庫
 「中小製造業設備投資動向調査」
 「中小商業・サービス業設備投資動向調査」

第153回臨時国会で成立した主な中小企業関係法律について

第153回臨時国会は、平成13年9月27日に召集され、12月7日に閉会しましたが、同国会では、111件の法律案（継続法案を含む）が提出され、46件が成立しました。

同国会で成立した主な中小企業関係法律及び概要は以下のとおりです。

法律名	提出日	成立日	公布日	施行日
1. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律	2月20日	11月9日	11月16日	10月1日、ただし、一部平成14年4月1日
2. 銀行法等の一部を改正する法律	3月6日	11月2日	11月9日	公布から3月以内
3. 商法等の一部を改正する法律	10月5日	11月21日	11月28日	一部の規定を除き平成14年4月1日
4. 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	10月12日	11月21日	11月28日	一部の規定を除き平成14年4月1日
5. 地方税法等の一部を改正する法律	10月30日	11月26日	11月30日	一部の規定を除き平成15年1月1日
6. 租税特別措置法等の一部を改正する法律	10月30日	11月26日	11月30日	一部の規定を除き平成15年1月1日
7. 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律	11月9日	12月7日	12月14日	平成14年4月1日
8. 中小企業信用保険法の一部を改正する法律	11月9日	11月30日	12月7日	公布から2月以内
9. 新事業創出促進法の一部を改正する法律	11月9日	11月30日	12月7日	公布から2月以内
10. 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律	9月27日	12月5日	12月12日	公布から1年以内
11. 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	9月27日	12月5日	12月12日	商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

〔成立した主な法律の概要〕

1. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第118号）

労働者が就業しつつ子の養育等を行うことを容易にするための環境を整備し、その福祉の増進を図るため、時間外労働の制限の制度を設けるもの。

2. 銀行法等の一部を改正する法律（平成13年法律第117号）

銀行等の株主に関する制度の整備を行うとともに、銀行の営業所に関する規定その他の規定について所要の措置を講ずるもの。

3. 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）

株式会社等の経営手段の多様化を図るため、新株予約権の制度を新設し、種類株式の制度の改善を図るとともに、株主総会における議決権の行使、会社関係書類の作成等を電磁的方法により行うことを可能にする措置等を講ずるもの。

4. 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めるもの。

5. 地方税法等の一部を改正する法律（平成13年法律第133号）

個人住民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成14年12月31日までとするとともに、平成15年1月1日以後に譲渡をする上場株式等について上場株式等の譲渡に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を創設するほか、所要の規定の整備を行うもの。

6. 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第134号）

上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度を平成14年12月31日をもって廃止するとともに、平成15年1月1日以後に譲渡をする上場株式等について上場株式等の譲渡に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を創設し、あわせて、特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例、上場株式等の取得費の特例等の創設等の措置を講ずるほか、所要の整備を行うもの。

7. 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律（平成13年法律第158号）

中高年齢者の再就職の促進、雇用の機会の創出等を図り、もって中高年齢者の雇用の安定に資するため、雇用保険の基本手当の支給の特例、中小企業者が行う雇用管理の改善に関する事業についての計画の認定の特例その他の特例措置を定めるもの。

8. 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成13年法律第146号）

中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、売掛金債権担保保険の制度を創設するとともに、特別小口保険の付保限度額の引上げを行うもの。

9. 新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成13年法律第147号）

中小企業信用保険について新事業創出関連保証に係る無担保保険の付保限度額を引き上げる等の創業等を支援するための措置を講ずるもの。

10. 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第149号）

コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、監査役機能の強化、取締役等の責任の軽減に関する要件の緩和及び株主代表訴訟制度の合理化を行うもの。

11. 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第150号）

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、農業協同組合法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めるもの。

雇用対策臨時特例法が成立しました。

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律（雇用対策臨時特例法）の概要です。

1. 法律の趣旨

現下の厳しい雇用失業情勢の下で、経済構造改革の進展等に伴い、多数の中高年齢者が離職を余儀なくされ、かつ、再就職が困難な状況となること等が見込まれること等の事情にかんがみ、中高年齢者の雇用機会の創出及び再就職の促進を図るため、雇用保険法他関係法律について臨時の特例措置を講ずる。

2. 法律の概要

平成16年度末までの臨時特例として以下の措置を講ずる。

(1) 職業訓練の受講者に対する雇用保険の給付の拡充

公共職業訓練を受講している45歳以上の中高年齢者について、訓練の受講終了後、必要に応じ再度の受講ができることとする等の措置を講ずる。（雇用保険法関係）

(2) 経営革新に伴う労働者の雇入れに対する助成

中小企業者が経営革新を行い、中高年齢者を雇い入れた場合等に助成を受けることができるものとする。（中小企業労働力確保法関係）

(注) 経営革新：「新商品・新サービスの開発等」、「商品・サービスの新たな生産・販売方式等の導入」等により、経営の相当程度の向上を図ること

(3) 労確法の委託募集の特例

事業協同組合等の構成員であって労確法に基づく認定を受けた小企業者が、同一の事業協同組合等の構成員である他の認定中小企業者に委託して中高年齢者を雇い入れる場合には、厚生労働大臣への届出で足りることとする。

(4) 中高年齢者の派遣期間の延長

再就職が厳しい状況にある中高年齢者について、派遣期間の制限を現行の1年間から3年間に延長する。（労働者派遣法関係）

3. 施行日

平成14年1月1日… [平成17年3月31日に失効]

[改正内容とその効果]

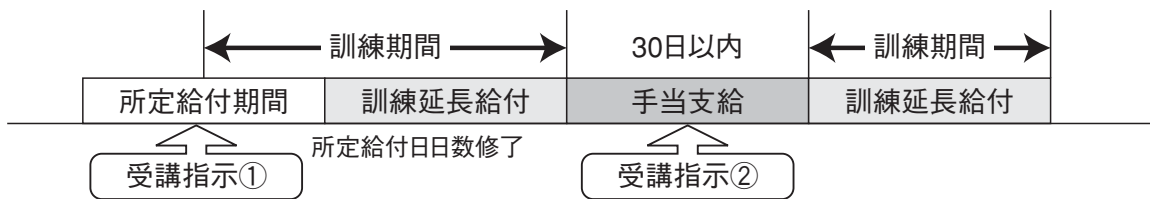
1. 職業訓練の受講者に対する雇用保険の給付の拡充

○受給者に対する受講指示と訓練延長給付の支給

・支給対象者数：約11万5千人、支給金額：約470億円（平成12年度）

【改正内容】

中高年齢（45～59歳）の訓練受講者に対し、必要に応じ、再度の受講指示を行う。このため、1回目の訓練の効果の検証、カウンセリングを行い、受講指示を的確に行うために必要な期間（最大30日）、基本手当を支給。



【効果】

中高年齢者に対し、より効果的な訓練を実施、再就職の促進を図る。

2. 経営革新に伴う労働者の雇入れ等に対する助成

○新分野進出等を中小企業に対する助成措置の概要

- ・雇入れの助成（賃金相当額の1/4）
- ・教育訓練費用等の助成（訓練経費等の1/2）
- ・雇用管理改善の事業の経費の助成（経費の1/3）

【改正内容】

経営革新を行い中高年齢者を雇い入れる中小企業を助成の対象に追加（助成内容：上記の新分野進出等に準ずる内容を検討中）

【効果】

中小企業の経営革新のための人材確保、中高年齢者の雇用の受け皿の充実

3. 中高年齢者の派遣期間の延長

○労働者派遣事業の現状

- ・全派遣労働者数：約107万人
- ・事業所数：約2万事業所
- ・派遣期間：専門的な知識等を必要とする業務（26業務）は3年間
上記以外の業務は1年間に限定

【改正内容】

派遣期間の制限（1年間）を中高年齢者について3年間に延長

【効果】

中高年齢者の派遣就業による雇用機会の拡大

政府系3公庫からの特別貸付制度のご案内

2月8日現在の3公庫の特別貸付制度概要についてお知らせします。

《商工組合中央金庫》

特別貸付制度概要

(平成14年2月8日現在)

貸付名称	ご利用いただける方	資金使途	貸付限度	貸付期間	貸付利率	
中小企業経営革新等支援貸付	経営革新資金	経営革新支援法に基づき経営革新計画の承認を受けた方	経営革新計画に従って行う経営革新のために必要な資金	組合(原則) 組合員20名以上 2,400百万円 組合員20名未満 1,440百万円 企業720百万円 うち運転250百万円	設備:15年以内 例外:20年以内 運転:5年以内 例外:7年以内	1.40%~2.80%
	経営基盤強化資金	経営革新支援法に基づき指定された特定業種に属する方	経営基盤強化のために必要な資金			
	海外展開資金	業種、売上等の一定の要件を満たし海外展開を行う方	海外直接投資を行うために必要とする資金	250百万円	設備:15年以内	1.65%~1.90%
緊急経営安定対応貸付	中小企業経営支援資金	一時的に売上が減少、利益が悪化している方	中長期的な経営基盤の強化に必要な運転資金	480百万円	運転:5年以内 例外:7年以内	2.20%、 2.50%
	中小企業運転資金円滑化資金	一時的な業況悪化により、資金繰りが悪化している方	資金繰りを安定させるために必要な運転資金	80百万円	運転:5年以内 例外:7年以内	2.25%
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている方	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金	200百万円	運転:5年以内 例外:7年以内	2.20%、 2.50%
	中小企業倒産対策資金	取引先企業の倒産により、資金繰りに困難を生じている方	取引先企業の倒産に伴い緊急に必要な運転資金	150百万円	同上	原則、同上
中小企業事業展開支援特別貸付	事業の拡大等により、一定の雇用増が見込まれる方	事業拡大等のための設備・運転資金	原則270百万円 うち運転 250百万円	設備:15年以内 運転:5年以内 運転例外:7年以内	1.40%~1.65%	
戦略的情報技術活用促進特別貸付(IT貸付)	情報技術の普及変化に対応した情報化投資を行う方	情報関連機器等の設備取得のために必要な設備・運転資金	720百万円 うち運転 250百万円	設備:15年以内 運転:5年以内 運転例外:7年以内	1.40%~2.75%	
異業種交流促進特別貸付	「中小創造法」に規定する認定研究開発等事業を行う方	認定計画に従って事業を行うために必要な設備・運転資金	特利限度 350百万円 うち運転 200百万円	設備:15年以内 例外:20年以内 運転:7年以内 例外:10年以内	長期プライムレートを下回る水準	
新事業育成貸付	当金庫新事業審査委員会で新規性を認定した技術的水準の高い新事業を行っている方	新たな事業を行うために必要な設備・運転資金	600百万円 うち運転 250百万円	設備:15年以内 運転:7年以内	当初5年 1.45%~1.90% 6年目以降 2.40%~2.80%	
海外経済環境変化対応特別貸付	最近の経済環境の変化等により、海外子会社が一時的に資金繰りに困難をきたしている方	海外子会社に対して転貸又は出資を行うのに必要な資金	720百万円 うち運転 250百万円	設備:15年以内 例外:20年以内 運転:5年以内 例外:7年以内	長期2.20% 短期1.375%	

上記は制度の概要です。詳しくは最寄の商工中金窓口までお気軽にお問い合わせください。

上記の他、返済資金緊急特別貸付があります。

《中小企業金融公庫》

主な特別貸付（直接貸付）

制度名		ご利用いただけるかた	直接貸付の 融資限度額	融資期間 (最長)	融資利率 (年、%)
資金名					
成長新事業育成特別融資		新規性・成長性のある事業を始めて7年以内のかた	6億円	設備15年 運転7年	1.40～2.70
経営革新等支援貸付					
	経営革新資金	「経営革新計画」の承認を受けたかたなど	7億2千万円	設備20年 運転7年	1.40～2.50
戦略的情報技術活用促進貸付		情報技術の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行うかた	7億2千万円	設備15年 運転7年	1.40～2.55
商業近代化等貸付					
	流通業強化資金	卸売業、小売業、特定のサービス業で特定の設備投資を行うかたなど	7億2千万円	設備20年 運転7年	1.40～2.20
地域産業振興貸付					
	地域産業振興資金	特定の地域において一定の要件の雇用創出効果が見込める設備投資を行うかたなど	7億2千万円	設備15年 運転7年	1.40～2.20
	団地資金	公共の工業等団地に立地するかた		設備20年	2.20
環境対策貸付					
	省エネルギー資金	特定の省エネルギー設備を設置するかたなど	7億2千万円	設備15年	1.25～2.20
	産業公害防止資金	特定の産業公害防止施設等を設置するかた	7億2千万円	設備15年 運転7年	1.40～2.20
緊急経営安定対応貸付					
	中小企業経営支援資金	一時的に売上高が減少、利益が悪化しているかたなど	一般貸付とあわせて 4億8千万円	運転7年	2.20～2.50
	中小企業運転資金円滑化資金	一時的な業況悪化により資金繰りが悪化しているかた	別枠8千万円	運転7年	2.25
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化しているかた	別枠2億円	運転7年	2.20～2.50
事業展開支援特別貸付		一定の雇用増を伴う設備投資により事業の拡大を図るかた	2億7千万円 一定の要件を 満たすものは 4億円	設備15年 運転7年	1.40

(注) 1 上記は制度の概要です。詳しくは、中小公庫の窓口にお問い合わせください。代理貸付については、中小公庫代理店の窓口にご相談ください。(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合などが代理店となっています。)

2 融資利率は、平成14年2月8日現在における10年以内の設備資金(ただし、緊急経営安定対応貸付は、7年以内の運転資金)の場合を表示しています。詳しくは、中小公庫の窓口などにお問い合わせください。

なお、一般貸付の融資利率は2.20%です。(10年以内の設備資金または5年以内の運転資金の場合)

《国民生活金融公庫》

主な特別貸付

	資金名	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資額 (万円以内)	返済期間 (年以内)	利率 (%)
IT貸付		一定の要件を満たす情報化投資を行う方	情報化投資を構成する設備等の取得等に必要設備資金及び運転資金	設備7,200 運転4,800	設備15 運転5 (特に必要な場合7)	1.40～2.40
経営安定貸付	中小企業経営支援資金	売上の減少等の業況悪化をきたしている方	経営基盤の強化を図るために必要な運転資金	運転4,800 (一般貸付と合計で)	運転5 (特に必要な場合7)	2.20
	中小企業運転資金円滑化資金	売上の減少等一定の要件を満たす方	資金繰りを安定させるためなどに必要な運転資金	運転4,000 (別枠)		2.25
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている方	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金	運転3,000 (別枠)		2.20
	中小企業倒産対策資金	関連企業の倒産により資金繰りに困難をきたしている方	売掛金債権の回収困難、売上減少などのため緊急に必要な運転資金	運転3,000 (別枠)		1.55～2.20
食品貸付		食品関係の小売・製造小売業又は花き小売業を営む方	店舗・機械設備等に必要設備資金、共同購入運転資金	設備・運転7,200	設備原則13 共同購入運転資金は原則10	1.40～2.60
商業貸付	流通業強化資金	卸売業、小売業、飲食店又はサービス業を営む方	店舗等の新築・増改築、ショッピングセンターへの入居等に必要設備資金及び運転資金	設備7,200 運転4,800	設備20 運転5 (特に必要な場合7)	1.40～2.50
	物流近代化資金	倉庫業、道路貨物運送業等を営む方等	特定の倉庫施設等の取得などに必要設備資金や認定計画の実施に必要な設備資金及び運転資金	設備7,200 運転4,800	設備15 運転5 (特に必要な場合7)	1.40～2.40
特別貸付		新たに開業する方、開業後概ね5年以内の方	開業又は開業後の事業に必要な設備資金及び運転資金	設備7,200 運転4,800	設備15 運転5 (特に必要な場合7)	1.40～2.40
女性・中高年起業家貸付		女性又は55歳以上の方であって、開業して概ね5年以内の方	開業又は開業後の事業に必要な設備資金及び運転資金	設備7,200 運転4,800	設備15 運転5 (実情に応じ7)	1.40～2.40
経営環境対応貸付		製造業、建設業又はサービス業を営む方	収益力の向上等に資する機械設備の取得に必要な設備資金	設備7,200	設備15	2.20～2.40
支援貸付	事業展開	事業の拡大等を行うことにより、雇用増が見込まれる方	事業の拡大等のために必要な設備資金及び運転資金	設備7,200 運転4,800	設備15 運転5 (特に必要な場合7)	1.40～1.65
経営革新貸付	経営革新資金	経営革新又は新分野進出を行う方	経営革新又は新分野進出等を行うために必要な設備資金及び運転資金	設備7,200 運転4,800	設備15 (一部実情に応じ20) 運転5 (実情に応じ7)	1.40～2.50
	経営基盤強化資金	経営基盤の強化、近代化の促進又は構造改善事業を行う方	経営基盤の強化、構造改善事業などに必要な設備資金及び運転資金			

上記は制度の概要です。詳しくはお近くの窓口でご相談ください。

上記のほか、環境対策貸付、経済調整対策等貸付、地域産業貸付、安全貸付、労働環境貸付、エネルギー貸付、水産加工貸付、海外経済環境変化貸付などの特別貸付があります。

融資制度ごとに、それぞれ据置期間が設けられています。

平成13年度組合青年部懇談会（加賀・金沢会場）開催される

平成13年度石川県中小企業青年中央会組合青年部懇談会が、2月12日（火）午後6時よりアパホテル加賀大聖寺駅前（参加者10名）、2月13日（水）午後6時よりメルパルク金沢（参加者20名）において開催されました。

加賀会場では長池青年中央会会長、金沢会場では黒川青年中央会副会長の挨拶の後、講師に株式会社サンオーレ代表取締役 邑井和世史氏、株式会社北陸経営支援部長 荒木泰之氏を迎え、「発想の転換によるビジネス成功事例とは～顧客満足度で成功した意義～」をテーマに、顧客及び従業員とのコミュニケーションが大切であること、そのことが顧客満足度を上げる要因であること等、体験談を交えながらの講演が行われました。

講演に続き、青年中央会の事業全般について事務局より説明のあと、組合青年部の意義、青年中央会の役割などについての懇談が行われました。

平成13年度組合青年部地域別経験交流会（小松・七尾会場）開催される

平成13年度石川県中小企業青年中央会組合青年部地域別交流会が、2月26日（火）午後6時よりホテルサンルート小松（参加者16名）、2月27日（水）午後6時より番伊（参加者9名）において開催されました。

黒川青年中央会副会長の挨拶の後、株式会社ぶった農産代表取締役 佛田利弘氏を講師に迎え、「農業から学ぶニュービジネス」をテーマに講演が行われました。

佛田氏の生い立ちから、農業に会社経営的考え方の導入に至った経緯等を体験談を交えながらお話をいただき、その後、参加者全員でのフリートーキングを行い、青年中央会ならではの大変有意義な異業種交流の場となりました。



金沢会場の風景



小松会場の風景

平成13年度組合女性部地区別懇談会（能登・加賀地区）開催される

平成13年度石川県中小企業団体中央会女性部の組合女性部地区別懇談会が、2月14日（木）午後12時30分より稲忠漆芸会館（参加者25名）、2月15日（水）午前11時より山中温泉河鹿荘ロイヤルホテル（参加者46名）において開催されました。

能登会場・加賀会場ともに谷崎中央会女性部会長の挨拶の後、講師に株式会社船栄代表取締役会長 小船井チイ氏を迎え、「女性の持つ感性と元気の出る知恵袋」をテーマに、講演が行われました。なお、講演会の後、交流会が行われ、盛況のうちに閉会しました。



講師の小船井氏



能登会場の風景

組合決算事務研究会開催される

2月19日（火）午後1時30分より石川県地場産業振興センター第2研修室において、24人の参加者を集めて平成13年度組合決算事務研究会が開催されました。

研究会に先立ち、求人における年齢制限緩和促進事業説明会として、金沢公共職業安定所求人紹介部門 統括職業指導官の稲本 等氏から標記事業についての説明が行われました。

引き続き、「組合決算後の諸手続きについて」というテーマで、講師に坂井経営会計事務所所長の坂井昭衛氏を講師に迎え、下記の内容で研究会が行われました。

1. 帳簿組織について
2. 税務申告書類の作成について
3. 組合決算期の事務手続きについて

平成14年度中小企業制度融資説明会開催のご案内

今般、標記説明会を次のとおり開催致しますので、最寄りの会場にて皆様のご参加をお待ちしております。

なお、参加は自由であり、また、事前の申込等は必要ありません。

1. 受講対象者

- (1) 中小企業者及び組合の役職員
- (2) 取扱金融機関、市町村、商工会議所、商工会等の担当者

2. 開催日、開始時間及び開催場所

- ① 平成14年4月8日(月) 10:00 松任産業会館 3階301・302号室
- ② 平成14年4月8日(月) 14:00 石川県地場産業振興センター本館 2階第1研修室
- ③ 平成14年4月9日(火) 10:00 小松商工会議所 3階305・306号室
- ④ 平成14年4月9日(火) 14:00 加賀商工会議所 3階会議室
- ⑤ 平成14年4月10日(水) 10:00 羽咋市商工会館 2階会議室
- ⑥ 平成14年4月10日(水) 14:00 七尾産業福祉センター 2階研修室
- ⑦ 平成14年4月11日(木) 13:30 珠洲商工会議所 1階第1研修室
- ⑧ 平成14年4月12日(金) 13:30 輪島商工会議所 大会議室

3. 対象制度及び説明機関

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ①石川県制度金融等 | 石 川 県 |
| ②バリアフリー施設整備促進融資 | 〃 |
| ③石川県環境保全資金融資制度 | 〃 |
| ④石川県産業廃棄物処理施設整備
資金融資制度 | 〃 |
| ⑤設備資金貸付制度 | (財)石川県中小企業振興協会 |
| ⑥設備貸与制度 | 〃 |
| ⑦創造的中小企業支援制度 | (財)石川県産業創出支援機構 |
| ⑧延払による機械設備貸与制度 | (社)石川県鉄工機電協会 |
| ⑨石川県信用保証制度 | 石川県信用保証協会 |
| ⑩開催各市の制度融資 | 各市の商工担当課 |
| ⑪政府系金融制度 | 中小企業金融公庫・国民生活金融公庫・商工組合中央金庫 |
| ⑫その他 | |

4. 開催協力要請機関

前記の説明機関、商工会議所・商工会、石川県銀行協会、石川県信用金庫協会、石川県信用組合協会、石川県商工会連合会

5. お問い合わせ先

石川県中小企業団体中央会 情報企画課 TEL 076-267-7711

個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

石川県中小企業団体中央会（TEL 076-267-7711）

担 当 組織振興2課・梶川まで

＝日 程＝

開 催 日	時 間	内 容	専 門 相 談 員
4月25日(木)	10:00～12:00	税務・経営相談	税 理 士 坂 井 昭 衛
5月23日(木)	13:00～15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史
	15:00～17:00	登 記 相 談	司 法 書 士 久 保 均

＝場 所＝

金沢市戸水町イ80番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室

平成14年度中央会役員会、表彰式 並びに通常総会の日程について

●開催期日 平成14年5月24日（金）

①役員会

開催時間 午後2時30分～

開催場所 石川県地場産業振興センター 本館 第1会議室

②表彰式及び第47回通常総会

開催時間 午後3時30分～

開催場所 石川県地場産業振興センター 新館 コンベンションホール

③懇親パーティー

開催時間 午後4時50分～

開催場所 石川県地場産業振興センター 本館 アイエリア

全国中小企業団体中央会が移転しました

本会の上部団体である全国中小企業団体中央会（旧事務所：日本自転車会館3号館）がこのたび移転し、3月11日より業務が開始されました。また、(財)中小企業情報化促進協会も同ビルに同時に移転しました。

なお、新連絡先は次のとおりです。

●新事務所住所

〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル

●電話番号及びFAX番号

TEL	FAX
03-3523-****	03-3523-****

総務部	4901	4909
企画部	4902	
調査部・国際部	4903	4910
連携組織推進部	4904	
振興部	4905	
情報部	4906	
広報・研修部	4907	
(財)中小企業情報化促進協会	5351	

●最寄り駅

営団地下鉄東西線及び日比谷線「茅場町駅」より徒歩約7分